

議案第188号

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部  
を改正する条例案

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和49年大阪市  
条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「、東住吉区役所及び平野区役所」を「及び東住吉区役所」に改め、本則の  
表中平野区役所加美出張所の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

平野区役所加美出張所を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出  
する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（抄）

東淀川区役所、東住吉区役所及び平野区役所に出張所を設け、その名称、位置及び所管区域  
及び

は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
省 略	省 略	省 略
<u>平野区役所</u> <u>加美出張所</u>	<u>大阪市平野区加美鞍</u> <u>作1丁目9番3号</u>	<u>平野区のうち</u> <u>加美北1丁目から9丁目まで、加美正覚寺</u> <u>1丁目から4丁目まで、加美東1丁目から</u> <u>7丁目まで、加美西1丁目及び2丁目、加</u> <u>美鞍作1丁目から3丁目まで、加美南1丁</u> <u>目から5丁目まで</u>